

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項に規定する個人が行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る賦課処分に関する審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、法72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「都税条例」という。）25条4項に基づき平成29年11月1日付けで行った平成29年度分の個人事業税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 請求人は、本件会社の使用人であり、代理業ではない。

処分庁は、費用の負担と（事業専従者への）給与の支給を重視するが、請求人は事業者ではないし、以下の項目についてみても、

代理業に該当しない。請求人は本件会社に対し、従属的役務提供を行っているのみであり、報酬の性格は実質的に賃金である。

(1) 経費の負担

日本全国の生命保険募集人には経費負担があるのは通常である。経費負担は事業者の判定の一要素ではあるが、行政実例の昭和29年8月14日付自丁府発第62号福井県総務部長あて自治庁府県税課長回答（以下、第3において「福井県総務部長あて回答」という。）では（生命保険の外交員への）課税を不可としているほか、同じく行政実例の昭和27年12月27日付自税府発第75号大阪府総務部長あて自治庁府県税課長回答（以下、第3において「大阪府総務部長あて回答」という。）では、経費負担割合が40%の場合にも「現行法上の独立した事業者であるということとはできない。」としているから、経費の負担割合は従たる要素にすぎない。

(2) 給与の支給

大阪府総務部長あて回答では、「数名の使用人をもって自己の業務を代行させ、いわゆる親方同様の業態でその利益の一部を労せずしてとる実態がある」場合にも、上記の結論（独立した事業者であるということとはできない。）に結びついている。

請求人の場合は、配偶者一名を事務の整理のために手伝わせているのみであり、独立した事業者というには遠い状況にある。

(3) 危険負担

（有価証券外務員に関する）大阪府総務部長あて回答では、「領収証を業者が発行するまでの間に・・・事故を起し、顧客に損害をかけた場合で、その損害の負担が業者にあるか、外務員の責に帰属するかは委員会（略）の裁定によって・・・定めるのである」との事実にも関わらず、独立した事業者ではないと結論づけている。

生命保険募集人の場合は、上記のような危険負担は存在しないから、独立した事業者とはならない。

(4) 従属性

本件会社の営業社員には、異動の義務があり（営業社員就業規則〇条）、就業時間が規定され（同〇条）、指揮命令を受ける（毎週月曜と木曜の午前中は必ず会議に出席しなければならない）、コンプライアンスの規定に懲戒解雇があり、後進の営業指導をするよう指示がある。）。

請求人は、指揮監督を受け、勤務地及び時間も本件会社の業務命令で決まっており、従属的であるから、独立した事業者ではない。

(5) 労働法その他の法制上の制約

請求人は、本件会社の社員であり、最低賃金法の保護を受け、1年契約から無期契約に移行することが可能であり、60歳定年の後、再雇用制度として満80歳に達するまで働くことができ、勤務時間が決まっており、年次有給休暇があり、健康保険、厚生年金保険、労災保険（全額本件会社負担）、雇用保険に加入しており、介護休業、育児休業の制度が整備されている。

請求人は、典型的な労働法的規制（保護）を受けている。独立の商人ではない請求人は代理商に該当せず、使用人であるといえる。

(6) その他の社会慣行

請求人は、一般に従業員に対する恩典と考えられる制度の多くを受けている（退職金、ランドセル贈呈、保養施設の利用、私傷病からの復帰に伴う復職手当、請求人が部長職であることを示す名刺、社員証、出産後復職支援金等）が、一般に代理店はこれらの制度を受けないから、この点からも請求人は使用人であるといえる。

2 弁明内容は、「個人事業税課税事務提要」に収録される行政実例の福井県総務部長あて回答（97頁）及び大阪府総務部長あて回答（92頁）に反するものである。

3 本件処分は、租税法律主義に違反する。

租税法律主義の内容として、課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性原則および手続的保障原則の4つをあげることができる（金子宏著「租税法」76頁（弘文堂第22版2017））。

本件処分は、このうち特に合法性原則に著しく違反する。

上記書籍によれば、合法性の原則には3つの制約原理があり、第一に、納税者に有利な行政先例法が成立している場合には、租税行政庁はそれに拘束される、第二は、租税行政庁が、納税者に有利な解釈・適用を広く一般的に行いそれを是正する措置を取っていない場合に、合理的理由がないにもかかわらず特定の納税者を不利益に扱うことは、行政先例法が成立していないとしても、平等取扱原則に反して許されない、第三は、租税法においても、個別的救済の法理としての信義則ないし禁反言の法理の適用が認められるべきである、というものである。

従前は、福井県総務部長あて回答及び事業税逐条解説にあるとおり、代理店ではない生命保険募集人に事業税の課税は行われていなかった。また、現在においても、多くの生命保険募集人において個人事業税の課税はなされていない。このような現状において、請求人を含む少数の者についてのみ個人事業税が課されているのは、特定の納税者を不利に扱うことで、平等取扱原則に反して許されない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月24日	諮問
平成30年 7月20日	審議（第23回第2部会）
平成30年 8月22日	審議（第24回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法72条の2第3項は、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課する旨を定め、同条8項において「第一種事業」とする業種を定めて同項23号を代理業とする。

また、都税条例25条4項は、個人の行う法72条の2第8項から第10項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する旨を定める。

ア 「事業」とは、一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務をいうものとされている（財団法人地方財務協会発行の自治省府県税課編「事業税逐条解説」22頁）。

イ 「事業を行う個人」とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいう、と定義されている（「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成

22年4月1日付総税都第16号総務大臣通知（以下「取扱通知」という。）第3章・第1節・第1・1の5）。

ウ 「第一種事業」とは原則として商工業等いわゆる営業に属するものであり、「営業」とは継続的集団的に同種の営利行為を行うことをいい（前掲書35頁）、代理業はこれに該当する（法72条の2第8項23号）。

なお、「代理業」とは、手数料等の報酬の取得を目的として、商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする事業をいうものとされている（前掲書44頁及び商法27条）。

(2) 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によると定め、都税条例も38条1項に同旨の規定を置いている。

法72条の50第1項は、個人事業税の賦課の方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告し、又は税務官署が決定した課税標準を基準として個人事業税を課する旨を定めている。

個人事業税については、事業主控除の額は290万円と定められている（法72条の49の14第1項）。

第一種事業を行う個人に対する事業税の税額は、所得に100分の5を乗じて得た額とされている（法72条の49の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号）。

個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が事業主控除の

額（上記のとおり、290万円）を超えるものには申告義務がある（法72条の55第1項）が、個人事業税の申告期限の3月15日前に申告をしなくても、前年分の所得税につき所得税法2条1項37号の確定申告書を提出した場合には（個人事業税を）申告したものとみなされる（法72条の55の2第1項）。

事業を行う個人と生計を一にする親族で専ら当該個人が行う事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が当該事業から給与の支払を受けた場合には、所得税法57条1項の規定による計算の例（その給与の金額でその労務の対価として相当であると認められるものを事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。）により、個人の事業の所得を算定するものとする旨が定められている（法72条の49の12第2項）。

個人事業税の申告に関し、確定申告書を提出する場合には、確定申告書に青色事業専従者に支給した給与の総額、青色申告特別控除の適用を受けた者はその旨等を附記しなければならない（法72条の55の2第3項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）7条の2第2号及び第5号）、附記した事項は、個人事業税の賦課徴収につき申告されたものとみなされる（法72条の55の2第2項）。

個人事業税の納期は、8月及び11月中において当該都道府県の条例で定めるが、特別の事情がある場合にはこれと異なる納期を定めることができるとされ（法72条の51第1項）、都税条例では、東京都における個人事業税の納期を、第1期が8月1日から同月31日まで、第2期が11月1日から同月30日までと定めた上で（都税条例39条の5）、特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによる（同条ただし書）、としている。

- (3) 取扱通知は、「事業を行う個人」に該当するか否かについて、「他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえない」とした上で、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」としている（取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2)）。

取扱通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、上記引用箇所については、法の解釈として合理性が認められる。

- (4) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（平成24年8月1日付24主課課第153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。本件処分に適用されるのは、平成29年3月31日付28主課課第546号による改正後のものである。）を策定しており、このうち、本件に関係すると認められる部分を抜粋すると、以下のとおりである。

ア 「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」とする（事務提要第3章・第1節・第1・1・(1)）。

イ 事業を行う個人に当たるか否かの判断基準については、代

理業の定義として、代理業は①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要である、とする（事務提要第3章・第2節・第23・1）。

代理業の認定基準は、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う」とした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」とする（事務提要第3章・第2節・第23・2・(1)）。

ウ また、留意事項としては、「(4) 外交員、外務員等の名称や名目上の契約にかかわらず、実態として代理業の定義を満たす場合には代理業に該当する。外交員、外務員等の課税の可否については、過去に具体的な個々の事例に関して関係府県と自治省との間に照復が行われ、課税対象外と示された例があるが、これらの行政実例はいずれも具体的な事例について個別に判定の結果を指示しているに止まり、代理業に該当する外交員、外務員等までを課税対象外とする趣旨ではない。」及び「(5) 判定基準は絶対唯一の判定となるものではなく、判定の結果についてなお不合理があると考えられるときは、その他の事情をも十分勘案して最終的判定を下すものとする。具体的には、判定基準による結果が各種資料に基づ

いて総合判断される結果と異なり、その総合判断に用いられた資料の挙証能力が判定基準の各項目によって表されるものよりも高いと認められる場合などには、一律に判定基準を適用せず、各種資料に基づいた総合判断により認定を行うこと。」とする（事務提要第3章・第2節・第23・3・(4)及び(5)。(4)及び(5)は、平成29年3月31日付28主課課第546号による改正で新たに加わった部分である。(5)において言及がある判定基準は、認定基準の一部として事務提要第3章・第2節・第23・2・(2)に掲出されている。)

2 これを本件についてみると、本件確定申告書に記載された請求人の所得金額（52,443,268円）は個人事業税の事業主控除の額（290万円）を超えており、請求人については、法72条の55の2第1項の規定により、本件確定申告書の提出をした日に法72条の55第1項の規定による個人事業税の申告がされたものとみなされるので、このことを前提に、以下、請求人に対して平成29年度分の個人事業税を賦課することの可否を検討する。

(1) 「事業を行う個人」に該当するか否かについて

ア 保険業法275条1項は、同項各号に定める者が同項各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならないと定め、同項1号は、「次条（特定保険募集人の登録を定める276条を指す。）の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介」とされている。保険業法276条の申請があった場合は、登録を拒否する場合を除いて、内閣総理大臣は直ちに登録しなければならない旨が定められている（同法278条1項）。

請求人は、保険業法278条1項による登録がなされてい

ることから、同法 275 条 1 項 1 号にいう生命保険募集人として、本件会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行っているものと認められ、一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に業務を行う「事業」を行う者であると認められる（1・(1)・ア）。

イ 本件確定申告書等によれば、請求人は、「生保外交官」として本件会社から外交員報酬（92,768,181円）を得る一方で、経費として、地代家賃（2,520,000円）並びに建物及び建具工具一式（和室）に係る減価償却費（事業専用割合80パーセントで計59,774円）を計上しており、自己の負担により複数の不動産を賃借又は所有し、それらの一部を請求人が生保外交官として行う事業のための事務所、拠点等として使用しているものと認められる。

また、請求人は、事業の経費として、接待交際費（8,137,946円）、営業車に係る減価償却費（3,057,046円）及び会議研修費（328,050円）等を計上していることから、当該事業を行うために自らの収入から多額の経費を支出していることが認められる。

さらに、請求人は、所得税法143条に規定する青色の申告書により確定申告書（本件確定申告書）を提出し、同申告書において、青色申告特別控除額を650,000円と、配偶者を事業専従者として、専従者給与（控除）額を7,200,000円としている。青色申告特別控除は、事業所得を生ずべき事業を営んでいる者が定められた要件を満たす場合に適用されるものである。請求人は、申告期限までに処分庁に個人事業税の申告をしてはいないが、本件確定申告書等を〇〇税務署に提出したため、法72条の55の2第1項により個人事業税の申告をしたものとみなされる。したがって、

請求人は、事業を営んでいる者として、これらの個人事業税の賦課徴収に必要な事項を本件確定申告書に附記し、申告したものと認められる。

そして、請求人が本件確定申告書において計上する小規模企業共済等掛金控除（８３４，５１０円）について言及すれば、同制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積立による退職金制度であって、その加入資格は、常時使用する従業員の数が２０人以下又は５人以下（業種による。）の個人事業主又は会社等の役員とされている。そうすると、請求人は、個人事業主として、同制度の加入者であることによる掛金について控除を計上しているものと認められる。

以上から、請求人と本件会社との間に雇用契約が締結されているとしても、請求人が単に一従業員として本件会社に労務の提供を行っているものにすぎないとは認め難く、請求人が本件会社のために行う業務に係る収支の結果は請求人の負担に帰属するとみるべきであり、請求人は、自己の危険と計算において同業務を行っているとは認めるのが相当である。

そうすると、請求人は「事業を行う個人」であると認められる（１・(1)・イ）。

なお、本件確定申告書等に計上された上記地代家賃や接待交際費等を含む各経費支出の合計額（３２，４７４，９１３円）は、営業等に係る事業収入の額（９２，７６８，１８１円）の約３５％に相当する。この割合は、仮に請求人が平成２８年分の収入金額（９２，７６８，１８１円）を給与所得として申告するとすれば、その場合の給与所得控除額（平成２８年の所得税について適用される平成２６年法律第１０号による改正前の所得税法２８条３項６号の規定により、２，

300,000円となる。)が収入金額に対して3%にも満たないのに比べて明らかに大きいものであることから見ても、請求人が自己の危険と計算において事業を行っている」と認定することに不合理がないことを裏付けるものといえる。

- (2) 法72条の2第8項23号に規定する「代理業」に該当するか否かについて

請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「生保外交官」と申告し、外交員報酬を得ていることが認められるが、一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている(平成11年3月11日国税不服審判所裁決(WEBSITE公表裁決事例。裁決事例集No.57206頁))。

また、「保険募集」とは、保険業法2条26項によれば、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうものとされているが、具体的には、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解される(金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針(平成29年9月)」II-4-2-1・(1))。

したがって、本件会社のために保険契約の締結の勧誘等を行う請求人は、法72条の2第8項23号の「代理業」に該当するものと認められる(1・(1)・ウ)。

- (3) (1)及び(2)から、請求人が生保外交官として行う本件会社の業務は、法72条の2第3項の第一種事業のうち、同項23号の代理業に当たるものと認められる。

3 本件処分における税額については、本件確定申告書等により申告された請求人の事業所得の額（52,443,268円）に、青色申告特別控除額（650,000円）を加算し、事業主控除の額（法72条の49の14第1項の規定により、2,900,000円）を減じて得た課税標準額（50,193,000円。法20条の4の2第1項の規定により、千円未満は切捨て）に、第一種事業における税率（法72条の49の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号の規定により、5/100）を乗じた額（2,509,600円。法20条の4の2第3項の規定により、百円未満は切捨て）となっていることから、違算等の事実は認められない。

よって、本件処分は、請求人が行う第一種事業である代理業に対して、法令等の定めに基づいて個人事業税を課したものといえ、違法又は不当ということとはできない。

4 請求人は、おおむね上記（第3）のとおり主張するので、以下、検討する。

(1) 第3・1について

請求人は、(1)ないし(6)の項目をあげ、請求人は事業者ではなく、本件会社の使用人である旨を主張する。

しかし、(1)の項目については、経費負担は事業者認定の一要素であることは、そのとおりであるが、それが従たる要素であるか主たる要素であるかは、個別の事業者の事業内容により異なる可能性もあり、一般論として従たる要素であるとする請求人の主張は採用することができない。本件についていえば、従たる要素であるといえなくもないが、「事業を行う者」に該当するかどうかは諸事情を勘案した上で判断されるものであり（上記1・(3)）、請求人に係る事業の認定に関して経費負担が従たる要素であるとしても、その一点によって請求人が事業を

行う者に該当しないということにはならない。

次に、(2)の項目（事業専従者への給与の支給）に関する請求人の主張については、請求人は、事業専従者の仕事の内容・従事の程度を「保険外交員アシスタント・経理」と届出をし（〇〇税務署長宛て平成26年8月28日提出の「青色事業専従者給与に関する変更届出書」による。）、その労務の対価として、720万円を専従者給与（控除）額に計上して平成28年分の青色申告をしていると認められることから、同届出書において、事業専従者である請求人の配偶者の仕事の内容・従事の程度は「事務の整理のための手伝い」であるとはいえず、請求人に事業性が無いとすることはできない。

(3)の項目については、後記(2)に記載する。

そして、(4)ないし(6)の項目に関して、取扱通知は、「事業を行う個人」に該当するか否かについて、「他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえない」、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断」していることから、第3・1・(1)ないし(6)の項目をもって、請求人が本件会社と雇用関係にある場合に見られる諸要素があるから「事業を行う個人」に該当しない、とする請求人の主張を採用することはできない。

(2) 第3・2について

請求人は、本件処分に係る弁明内容は複数の行政事例に反する、と主張する。

しかし、請求人が言及する複数の行政事例はいずれも具体的な事例について個別に判定の結果を指示しているに止まり、請

求人のように、事業性を有し、代理業に該当すると認められる場合についてまで課税対象外とする趣旨ではない（保険募集人を一律に課税対象外と判断することは妥当でない。）と認められるから、請求人の上記主張は採用できない。

(3) 第3・3について

請求人は、本件処分は租税法律主義に違反すると主張する。

しかし、法で定められる個人事業税について、法定の内容（上記1・(1)及び(2)）以外の部分に関しては、賦課を行う処分庁に裁量があるものと認められ、その裁量に著しい不合理等がなければ本件処分を取り消す理由があるとはできないものといえるところ、本件処分に係る判断に当たって処分庁が拠り所とした課税事務提要（第3・1・(4)）は、東京都における個人事業税の事務処理に当たり、統一的な処理をすることができるよう、その裁量について定めたものとして、特段、その内容が法令の規定に反するとも認められないから、請求人の上記主張は採用できない。

(4) また、請求人は、請求人の業務内容や請求人と本件会社との関係、さらには確定申告の枠組みにほとんど変化はなかったにもかかわらず、ここにおいて突然課税を始めた理由を東京都は明らかにする義務があるとも主張する（平成30年3月3日付けの反論書2(2)）。

たしかに、処分庁による請求人に対する個人事業税の賦課は、平成29年11月1日付けの平成29年度分個人事業税に係る本件処分が最初である（それまでは賦課されていなかった）と認められるが、本件処分は、上記2及び3のとおり、平成28年分所得税等に係る本件確定申告書等の内容から請求人が法72条の2第8項23号の代理業に該当すると処分庁が判断したことによりなされたもので、法令等の定めに違反するものでは

ないと認められるから、この点に係る請求人の主張は本件処分の適法性を左右するものとはいえず、本件処分の取消理由として採用することはできない。

なお、請求人が反論書に記載する求釈明（平成30年3月3日付けの反論書3）について（そもそも行政不服審査法に「釈明」の制度はないが）、既に処分庁の平成29年12月21日付弁明書、同月27日付弁明書（補足）及び平成30年2月14日付再弁明書により弁明されているものと認められる。

以上のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）